

京都市男女共同参画センター指定管理者選定委員会設置要綱

平成17年 4月21日 文化市民局長決定

平成22年 4月 1日 改正

平成25年11月15日 改正

平成29年 4月 1日 改正

平成31年 4月 1日 改正

令和 8年 6月30日 改正

(設置)

第1条 京都市男女共同参画センターに係る京都市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市男女共同参画センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 条例第18条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。

(委員の遵守事項)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員は、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(委員の解嘱)

第5条 委員が本要綱に違反したときは、任期の途中でであっても、市長の判断により解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。